

平成30年9月定例会 常任委員会

土木委員会

委員長名	小林昭一
委員会開催日	平成30年9月27日(木)、10月2日(火)
所属委員	〔副委員長〕伊藤達也 〔委員〕 橋本徹 円谷健市 勅使河原正之 阿部裕美子 柳沼純子 亀岡義尚 青木稔



小林昭一委員長

(1) 知事提出議案：可 決・・・19件

[※知事提出議案はこちら \[PDF\]](#)

(9月27日 (木))

阿部裕美子委員

土5ページ、低温によりひび割れ等が発生した道路の補修を行うとのことだが、何カ所くらいになるのか。また、このようなことは毎年あるのか。補修により何年ぐらい維持することができるのか。

次に、土10ページの砂防施設費で砂防堰堤4カ所を補強するとの説明があったが、砂防堰堤の補強が必要なところは何カ所あるのか。新たに砂防堰堤をつくる場所も含めて、今後どのような対応を考えているのか。

道路管理課長

今回、低温によりひび割れ等が発生したため補正に提出している箇所数は63カ所になる。

舗装は毎年壊れるものではないが、異常な低温によりひび割れ等が発生した場合は凍上災という国の制度がある。本年は凍上災に該当する被害ではなかったため補正を提出している。なお、アスファルト舗装は一般的に10年と言われている。

砂防課長

今回提出しているのは、砂防堰堤の補強が2カ所、砂防堰堤の流木対策が3カ所の計5カ所になる。砂防堰堤の補強が必要な箇所については旧技術基準で施工しており、人家に近い砂防堰堤18カ所を考えている。これについては交付金なども活用しながら順次進めていきたい。

勅使河原正之委員

砂防堰堤の話があったので河川について聞く。

平成30年7月豪雨による洪水被害を踏まえ、県内の氾濫危険箇所の対応として河道の掘削や砂防ダムの話があった。これは、緊急に県内を調査した結果だと思うが、目視で行った調査方法と対策が必要な河道の数について聞く。

また、対策を必要とする箇所は今回提出しているもので全てなのか。それとも次年度にも対策が必要な箇所があるのか。

河川整備課長

調査は目視によって行っており、特に河川の合流部、河道が屈曲しているところ、堆砂が多いところ、そのほか人家連担などの河川の状況などを踏まえて重要な箇所を中心に調査した。その結果、対策を必要とする94カ所を確認した。今回提出しているものはそのうち優先度の高い47カ所である。残る箇所については、次年度以降に対応していきたい。

橋本徹委員

土4ページ、地域づくり交流促進事業費の(1)元気ふくしま地域づくり交流促進事業について説明がなかったので具体的に説明願う。

まちづくり推進課長

地域づくり交流促進事業の補正については、県単事業である元気ふくしま地域づくり交流促進事業の増額である。交付金事業で減額の内示があった箇所について早急に進めなければならないため増額補正した。

橋本徹委員

具体的にはどの辺か。

まちづくり推進課長

交付金事業の減額が内示された箇所は、土湯温泉線、会津高田本郷線、会津高田柳津線である。どれも道路関係の美化、歩道空間の改良になっている。そのうち会津高田本郷線については、無散水消雪工事の井戸を掘削するため元気ふくしま事業を増額補正した。

橋本徹委員

土49ページ、県営住宅家賃滞納に対して訴えを起こした場合は、一般的にどの程度回収できるのか。また、該当者の滞納額は幾らか。

建築住宅課長

滞納額は約47万円である。

訴訟は平成15年度から行っており、昨年度末までの件数は26件である。その多くは強制執行により明け渡しになった事例である。家賃の回収については、数字を把握していないがほとんどない。

阿部裕美子委員

該当者の世帯状況と訴えの提起に至るまでの経緯について聞く。

建築住宅課長

男性の単身入居となっている。

訴えに至るまでの経過は、滞納が始まった18カ月前から電話または訪問で月1回接触して家賃を納付するよう指導したが、納付されないため昨年12月定例会に民事調停の申し立ての議案を提出し、その後調停を2回行ったが2回とも欠席し、誠意ある対応が見られないことから今回の訴えの提起となった。

阿部裕美子委員

先ほどの訴えの提起について単身とのことだが、実生活はどこにあるか確認しているか。

建築住宅課長

県営住宅に住んでおり居住実態はある。

阿部裕美子委員

それで面談ができないのか。

建築住宅課長

家賃の滞納が始まった当初は電話や面談ができていたが、民事調停を申し立ててからは訪問して車があっても面談に応じない状態が続いている。

阿部裕美子委員

土51ページ、福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例の2（3）についてもう一度詳しく説明願う。

建築指導課長

2（3）の改正内容は、木造建築物の学校や共同住宅等の外壁の基準が木造住宅と同じ防火性能を持つこととする法改正がされたので、条例についても同様の改正を行うものである。

阿部裕美子委員

建築基準法第23条の外壁の防火性能は20分間で、同第24条の外壁の防火性能は30分間である。

材質等が改善されて防火機能が向上しているので、厳しいほうの30分間に統一してもよいと思うが、どうか。

建築指導課長

建築基準法第23条は一般木造住宅等の外壁の構造基準であり、同第24条は学校や共同住宅等に求める外壁の構造基準になっている。

今回、この基準が現在の内容となった昭和36年当時と比べ消防力が向上しており、外壁について木造住宅と同等の防火性能があれば火災延焼を抑制する目的が達成されるため法が改正された。このことから条例についても同様に外壁の構造規定を改正する。

なお、建築基準法は建築物の構造等に関する最低の基準を定めるものであるため、今回の法改正となったものと理解している。

阿部裕美子委員

土35ページ、小名浜港東港地区石炭ターミナル整備運営事業について債務負担行為が130億円で整備運営事業者の募集が開始されたとのことだが、このような手法がとられている理由について聞く。

港湾課長

小名浜港東港地区の民間活用については、今後のIGCC火力発電所の増設等に伴い、大量かつ多品種の石炭を効率的に使う必要があることから、高機能な荷役機械の整備、それに伴う運営が必要である。

これは、県でも経験のない規模の大きさと特殊な機械であるため、民間事業者が持つ資金力、そして専門的な知識を生かしたノウハウにより、効率的な整備、運営を行う趣旨である。

阿部裕美子委員

現在、民間事業者を公募しているとのことだが、現段階での応募の状況はどうか。

港湾課長

8月31日に公募を開始し、まだ応募はないが10月26日までの応募期間となっている。

阿部裕美子委員

資金力と高度な技術を持つ民間事業者を活用すると、5、6号埠頭の事業運営を進めてきている地元の小名浜海陸運送（株）や三洋海運（株）などではなく大手を視野に入れた公募なのか。

港湾課長

公募については大手や小規模などの指定はせず、公平性、公共性を持って公共埠頭を運営できる事業者としている。今、小名浜海陸運送（株）や三洋海運（株）とあったが、そのようなところを指定して公募することはできない。

阿部裕美子委員

8月31日～10月26日の応募期間とのことだが、応募の見通しはあるのか。

港湾課長

規模からいうとかなりの石炭量を使うことになる。また、IGCC火力も数十年間運用する予定だと聞いている。このような事業の見通しがあるので、応募事業者はあると考えている。

阿部裕美子委員

応募があった事業者の中から審査して事業者を決定していくことになると思うが、どこが審査を行い、どのような審査をするのか。

港湾課長

公募に当たっては、審査委員会を設けている。審査委員会では、公募要領等の検討、応募があった事業者の審査をすることになる。

阿部裕美子委員

IGCCについては石炭をガス化しタービンを回して発電する。効率が多少よくなると言っても、石炭を燃やすのでCO₂を削減していく今の状況から見れば結局は地球温暖化に手をかすことになる。このことから我が会派としてはIGCCについては見直しを求め、反対の立場である。

しかしながら、公募して事業を運営していく場合には地域経済に寄与できる内容にしてほしいとの思いもあるが、雇用問題などはどのように考えているか。

港湾課長

小名浜港東港地区での荷役作業に伴う人員については当然発生するものと考えているが、事業者の提案を見ていく必要があるので、まだ明確に規模、人数といったものは答えられない。

阿部裕美子委員

公募された民間事業者がみずから調達する資金で整備を行って、小名浜埠頭（株）による福島特定埠頭運営事業の一部として運営を行っていくとのことだが、小名浜埠頭（株）と県の関係について聞く。

港湾課長

小名浜港が国際バルク戦略港湾に選ばれ、平成25年に特定貨物輸入拠点港湾（石炭）として国に指定されたことを受け、県は効率的な運営を図るため小名浜埠頭（株）を特定埠頭運営事業者として認定し、現在、小名浜埠頭（株）が石炭を扱っている5～7号埠頭について岸壁、背後野積み場、荷役機械など埠頭を一体的に運営している。

東港地区についても同じ特定埠頭運営事業として、小名浜埠頭（株）が既存埠頭と合わせて一体的に運営していくとしている。東港地区については、まだ運用が始まっていないが、整備後は小名浜埠頭（株）が特定埠頭運営事業として運営していくことから、認定した県と特定運営事業者として認定された小名浜埠頭（株）との関係は今と同じである。

阿部裕美子委員

議案第35、36号の方たちはどこから避難しているのか。また、借り上げ住宅の供与が終わった方なのか。

建築指導課長

議案第35号の方は富岡町から避難している。また、議案第36号の方は浪江町から避難している。現在も供与を継続している町になる。

阿部裕美子委員

なぜこのような事態になっているのか、本人の状況を把握しているか。

建築指導課長

県と避難元の市町村では、2人に対して平成28年度から電話、文書送付、訪問などを行ってきたが、本人と接触することができず連絡もとれない。居住していないことは明らかな状況であるが、本人がここからどのような状況で転居したかは本人と接触できていないため県としては把握していない。

阿部裕美子委員

本人の状況が確認できない状況のもとで訴えを提起することは問題があるので指摘しておく。

阿部裕美子委員

吉田英策議員の本会議の質問に河川の改修率に関する質問があり、平成29年度末時点での1級河川の整備率が47%、2級河川の整備率が49%との回答であった。

台風や集中豪雨などかつてない気象状況に変化してきているので、防災対策が非常に重要になっている。倉敷市真備町では、整備されていない河川から浸水が始まったとも言われているので、河川の整備を早急に対応しなければならないと思うが、未改修のところはどのように進めるのか。

河川整備課長

河川の整備については、国に対して予算を要望するなど必要な予算の確保に努めている。

阿部裕美子委員

もちろん国に対してしっかり予算の確保を求めているかなければならないが、県としてもしっかり対応すべきだと思う。県の河川整備予算は原発事故の前後でどのように変化しているのか。

河川整備課長

原発事故前の河川整備予算は、通常予算で50億円程度であった。現在は、年間20億円程度の予算となっているが、浜通りに復興再生の予算が多く来ているので、通常予算は減っている。現在、予算の確保については国に対して要望を行っている。

阿部裕美子委員

豪雨のときは、護岸が崩れるのではないかと非常に不安になる。特に床上浸水になる地域からは切実な要望がたくさんある。しかしながら、現状は改修がなかなか進んでいないので、早く改修して安心できる環境にしなければならないと思うが、どうか。

河川整備課長

最近、自然災害がたくさん起きているため、対応が必要ではないかとのことだが、河川の維持管理については堆砂除去の予算を昨年の倍近く確保している。当面、堆砂除去により断面を広げればそれだけ河川の浸水等の被害も減るので、効果が早急に発現する対応をしっかりとしている。

建築指導課長

先ほど阿部委員から質問があった議案第35号の方に対する避難の継続について誤りがあったので訂正する。

議案第35号の方の富岡町の住所地は既に避難指示解除準備区域が解除されているが、応急仮設住宅の供与は継続している。

阿部裕美子委員

応急仮設住宅の供与期間は、避難指示解除区域からの避難者が来年3月末まで、帰還困難区域からの避難者が再来年3月末までの予定であるが、その方たちはどこに入居することになるのか。

復興公営住宅は4,707戸が完成しており、本会議の答弁では入居できる対応はできているとのことであったが、実際にはどのようなになるのか。

建築住宅課長

避難している方々の次の住まいについては、避難地域復興局等がことし8月から避難者の住まいなどに関する意向調査を実施している。

復興公営住宅について、避難者の需要に応えられるかとの質問だと思う。復興公営住宅の整備計画戸数は4,890戸となっているが、入居の需要がここまでないことから、現在123戸を募集保留にしている。

県としては避難地域復興局の意向調査に基づき、さらに復興公営住宅への入居希望が予測できたときには募集保留を解除し、速やかに建設に着手していきたい。

阿部裕美子委員

復興公営住宅の整備計画4,890戸に対して4,707戸が完成しているとのことだが、団地ごとの空き状況について資料を提出願う。

建築住宅課長

団地ごとの入居状況の資料は準備できるが、提出については委員長に要請願う。

小林昭一委員長

ただいま阿部委員から資料要求があったが、執行部ではいつまでに提出可能か。

建築住宅課長

10月1日までに準備できる。

小林昭一委員長

それではお諮りする。ただいまの資料について、委員会に提出を求めることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林昭一委員長

異議ないと認める。10月1日までに15部を提出願う。

阿部裕美子委員

最近の台風被害などでは地すべりで亡くなる方がいるので、地すべり対策は喫緊の課題である。

そこで、地すべりの危険箇所をどのように把握し、今後どのように対応していくのか。

砂防課長

国土交通省が所管する地すべり危険箇所は143カ所ある。そのうち地すべり対策工事が完了しているものは62カ所である。地すべり対策事業については、地すべりの変状が見られれば対策工事を実施している。今後とも地すべりの変状が見られた場合には対策工事を実施していきたい。

阿部裕美子委員

確認するが、地すべり危険箇所は地すべりの兆しが見えたところを対応するとの答弁だったのか。もう一度説明願う。

砂防課長

地すべり危険箇所については、地すべりの地形を把握することが重要になる。

地すべり危険箇所は、地形図等から過去に動いたところを地すべり危険箇所として抽出している。

なお、地すべり対策工事は実際にその変状が見られた場合に地すべり防止区域に指定し、地すべり対策工事を実施している。

阿部裕美子委員

地すべり危険箇所を指定する場合には技術的な一定の基準があるのか。

砂防課長

地すべり危険箇所の判断は、航空写真を用い立体視して地形の変化点を把握する。実際に地すべり対策工事をするときには、地すべりにより変状した箇所を重点的に調査し、危険箇所のどの範囲が動いているかを把握し、地すべり防止区域に指定して対策工事を実施する。

阿部裕美子委員

今回、北海道胆振東部地震の被害状況を見ると、山間部のすさまじい地すべりは想像ができないほどの被害であった。

幸いにも本県の場合は台風の進路からそれたが、地震にしても集中豪雨にしても、いつ、どこで、どのような被害が起きるかわからないため、改めて防災的な視点からしっかり危険を防いでいくことが必要である。地すべり対策はその一つにすぎないと思うが、土木関連として防災面からしっかり対応してほしい。

港湾課長

先ほど阿部委員への民間事業者の応募と審査の答弁で審査委員会と述べたが、正式名称は小名浜港東港地区石炭ターミナル整備運営事業審査委員会となる。

(10月 2日 (火))

河川整備課長

9月27日の土木委員会において阿部委員から河川改修の予算に関する震災前と現在の状況について質問があったが、手持ち資料に誤りがあり震災前が約50億円、現在が約20億円と答弁した。

また、国の交付金や補正予算などを考慮した年間最終予算で答弁するのが適切なので金額を訂正したい。

河川整備事業費及び河川維持補修費の復興予算分を除いた通常分の最終予算額では、平成22年度が約63億円、29年度が約79億円となっている。